学校法人熊本学園　求職活動等におけるセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

令和８年 10 月１日制定
学校法人熊本学園

１　基本方針

学校法人熊本学園及び設置学校（以下「本学園」という。）は、教職員の採用に応募する者、インターンシップ参加者、教育実習生その他本学園において職業選択に資する活動を行う者に対するハラスメント行為を容認せず、その防止及び発生した場合の適切な対応に必要な措置を講じます。

本学園は、学生・生徒がその人格及び尊厳を尊重され、安全かつ安心して就職活動、インターンシップその他の職業選択に資する活動を行うことができる環境を確保することを重要な責務と捉え、その実現に向けて取り組みます。

２　対象範囲及び適用区分

本方針は、次に掲げるすべての対象者及び活動に適用されます。

（１）本学園が主体の立場で行う活動（採用活動・実習受入機関等）の対象者

①本学園の教員又は職員の採用に応募する者
②本学園が実施する採用説明会その他採用に資する活動に参加する者
③本学園でインターンシップ等を行う者
④本学園で教育実習等を行う者
⑤その他、本学園において職業選択に資する活動を行う者

（２）本学園に所属する学生・生徒が行う就職活動等の対象となる活動

①就職活動及び採用選考
②会社説明会、採用説明会等
③インターンシップ等
④ＯＢ・ＯＧ訪問その他企業等の役職員との面談
⑤ＳＮＳ、電子メール、オンライン会議等による採用担当者等との連絡
⑥内定後入職までの研修、面談、親睦会等
⑦各種実習等の職業選択に資する活動
⑧その他、学生・生徒の職業選択に資する活動

３　求職者等を受け入れる本学園としてのハラスメント防止措置

本学園は、雇用管理上及び実習受入機関としての責務に基づき、求職者・実習生等に対するハラスメントを防止するため、以下の措置を徹底します。

（１）禁止する行為

本学園の役員及び教職員は、求職者・実習生等に対し、性的な言動、優越的な立場を利用したハラスメント、その他人格や尊厳を侵害する一切の行為を行ってはなりません。

①性的な事実関係について不必要に質問すること
②性的な冗談、からかいその他性的な言動を行うこと
③必要なく身体へ触れること
④性的関係や交際を求めること
⑤採用や実習評価等に関する立場を利用して、食事、飲酒、私的な面会等を求めること
⑥個人のＳＮＳ等を利用して、必要な範囲を超えて私的な連絡を行うこと
⑦性別、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する不適切な言動や行うこと
⑧その他、求職者・実習生等の人格又は尊厳を侵害する行為

（２）採用・実習等における接触ルールの厳守

本学園は、求職者・実習生等と教職員との接触について次の事項を基本として定め、教職員及び求職者・実習生等にあらかじめ周知します。

①面談は原則として本学園が指定する場所またはオンライン環境で行い、面談時間をあらかじめ明確にすること
②必要に応じ複数の教職員で対応すること
③私的な場所での面談を原則として行わないこと
④採用・実習に必要のない飲酒を伴う面談を行わないこと
⑤連絡には原則として本学園が指定する電子メールその他の連絡手段を使用すること。
⑥教職員個人のＳＮＳ等による私的な連絡を原則として行わないこと
⑦採用・実習評価に必要のない私生活上の質問を行わないこと

（３）相談窓口の設置と適切な事後対応

①相談窓口

本学園は求職者・実習生等がハラスメントについて相談できる窓口を設置し、その利用方法を採用案内、実習案内、学園ウェブサイト等で周知します。相談者が採用担当者又は実習担当者への相談をためらう可能性にも配慮し、必要に応じて当該担当部署とは別の相談経路を確保します。

②事実確認と保護

相談を受けた場合、プライバシーを厳重に保護した上で迅速かつ適切に事実確認を行います。被害が確認された場合その他必要がある場合には、行為者との接触回避や担当者変更等、相談者を保護するために必要な措置を講じます。

③不利益取扱いの禁止

相談したこと、または事実確認に協力したことを理由として、選考上または実習評価上の不利益な取扱いを行うことを固く禁止します。

④行為者への対処

本学園の教職員によるハラスメントが認められた場合は、就業規則及び諸規程に基づき、必要な指導、懲戒その他適切な措置を講じます。

⑤再発防止

ハラスメントが確認された場合には、個別の行為者への対応だけでなく、採用方法、面談方法、実習指導体制、連絡方法その他の制度・運用上の問題を検証し、必要な再発防止措置を講じます。

（４）研修及び所属大学等との連携

①本学園は、求職者・実習生等と接する教職員に対し、ハラスメント防止に必要な研修及び周知を行います。

②他大学等に所属する実習生等から相談があった場合は、本人の意向及びプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて所属大学等の相談窓口と連携して対応します。

４　在籍する学生・生徒の就職活動等に関する保護・支援

本学園は、本学園に所属する学生・生徒が企業・団体等での就職活動やインターンシップ等においてハラスメントを受けることのないよう、環境整備と支援に努めます。

（１）事前周知及び啓発

本学園は、学生・生徒に対し、就職活動等において想定されるハラスメントについての情報提供を行うとともに、違和感や不安を感じた場合の対処法（一人で抱え込まないこと、本学園の相談窓口や必要に応じて企業等の相談窓口や行政機関等への相談が可能であること、面談、電子メール、ＳＮＳ等の証拠の保存、危険を感じた場合にその場から離れる等の安全の優先等）を周知します。

（２）相談体制及び意向の尊重

本学園は、就職活動等におけるハラスメントについて学生・生徒が相談できる窓口を設置し、その所在及び利用方法を学生・生徒に周知します。

ハラスメントに該当するか明らかでない段階から広く相談に応じます。相談を受けた場合は、学生・生徒の意思を確認しながら、必要な支援及び対応を検討します。

（３）企業・団体等及び外部機関との連携

相談内容や事案の重大性、学生・生徒本人の意向を踏まえ、必要がある場合には、本学園から企業・団体等に対して事実確認、調査、学生の保護、再発防止その他適切な対応を求めると共に、学生・生徒が不利益を受けることがないよう配慮を求めます。特に学生・生徒の生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合などは、学生・生徒の安全確保を優先して対応します。

（４）学生の保護

本学園は、相談した学生・生徒のプライバシーを尊重し、相談内容その他の情報を適切に管理します。また、本人の同意なしに企業等へ情報を開示しません（緊急を要する場合等を除く）。

５　運用、記録管理及び再発防止

（１）本学園は、相談及び対応内容について必要な範囲で記録を作成し、厳重に管理します。

（2）発生した事案や相談状況を検証し、制度・運用上の見直しを行うとともに、周知・研修の継続により再発防止に徹底して取り組みます。

以上

相談窓口について

①総務部人事課 (TEL：096-371-8016 MAIL：saiyou@kumagaku.ac.jp)

②総務部総務課 (TEL：096-364-5161 MAIL：sodan@kumagaku.ac.jp)

③【外部相談窓口】熊本労働局 雇用環境・均等部 (TEL：096-352-3865)